

## 規制の事前評価書（要旨）

政策の名称	学校保健に関する規制（規制強化） <span style="float: right;">（施策目標 2-5 健やかな体の育成）</span>	
担当部局	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課（課長：作花 文雄）	
評価実施時期	平成 20 年 2 月 18 日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>&lt;学校保健計画の策定&gt;          (概要)          健康診断、環境衛生検査のほか、新たに児童生徒等に対する教育指導等を盛り込んだ学校保健に関する事項について計画を策定、実施する。          (必要性)          学校保健及び学校安全の課題が深刻かつ多様になっていることから、従来の「学校保健安全計画」を「学校保健計画」と「学校安全計画」に別個独立した計画として策定、実施し、また、児童生徒等の健康増進の観点から、新たに保健に係る指導に関する事項を最低限の必要的記載事項として計画に盛り込む必要がある。</p> <p>&lt;学校の環境衛生の改善措置&gt;          (概要)          文部科学省大臣が定める学校環境衛生基準に照らし、校長が各学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認める時は、遅滞なくその改善に必要な措置を講ずる等。          (必要性)          学校環境衛生基準が達成されていない現状を踏まえ、同基準を法律に明確に位置づけ、定期衛生検査等の結果に基づく事後措置について、校長が果たすべき役割を規定し、学校環境衛生の適切な維持改善を図る必要がある。</p> <p>&lt;養護教諭その他の職員による保健指導の明確化&gt;          (概要)          養護教諭やその他の教職員が、相互に連携して、児童生徒等の健康状態を日常的に観察することにより、心身の状況を把握し、健康上の問題があると認める時は、児童生徒等に対し必要な指導を行う等。          (必要性)          心の課題を抱える児童生徒に適切に対応するため、養護教諭が中心となって、日常的な健康観察などを通じて把握した児童生徒等の健康上の課題に対する保健指導を行うことが求められており、法律上、養護教諭等による保健指導の明確化を図る必要がある。</p>	
	法令の名称・関連事項とその内容	学校保健安全法案
想定される代替案	<p>&lt;学校保健計画の策定&gt;          ・各学校における「学校保健安全計画」の策定について、地方公共団体の条例で定める。          ・「学校保健計画」を策定について適切に規定しない。</p> <p>&lt;学校の環境衛生の改善措置&gt;          ・学校における環境衛生の改善に関する業務について、一般企業等に外部委託する。</p> <p>&lt;養護教諭その他の職員による保健指導の明確化&gt;          ・養護教諭その他職員による保健指導上の役割について具体的に規定しない。</p>	
規制の費用	<b>費用の要素</b>	
(遵守費用)	新たな費用が生じるものではない。	
(行政費用)	新たな費用が生じるものではない。	
(その他社会的費用)	新たな費用は生じるものではない。	
規制の便益	<b>便益の要素</b>	
(直接便益)	<p>&lt;学校保健計画の策定&gt;          ・現代の学校保健に関する課題について、教職員の共通理解が図られる。          ・保健管理と教育指導が整合性を持って取組む体制整備が計画的に図られる。</p> <p>&lt;学校の環境衛生の改善措置&gt;          ・学校において、学校環境衛生の適切な維持改善が図られる。</p> <p>&lt;養護教諭その他の職員による保健指導の明確化&gt;          ・養護教諭等が現代的な健康課題について適切な指導を行う体制が構築される。          ・学校保健の充実が図られる。</p>	
(社会便益)	<p>&lt;学校保健計画の策定&gt;          ・学校保健の取組の充実が図られ、児童生徒等の健康増進に資する。</p> <p>&lt;学校の環境衛生の改善措置&gt;          ・児童生徒等の健康の保持に資する。</p> <p>&lt;養護教諭その他の職員による保健指導の明確化&gt;          ・児童生徒の健康で健やかな成長に資する。</p>	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	評価結果は妥当。	
有識者の見解その他関連事項	(政策評価に関する有識者会議) ○意見聴取時期：平成 20 年 2 月 5 日～平成 20 年 2 月 12 日 ○主 意 見：評価結果は概ね妥当。 「評価結果」について、新たに欄を設けるなど評価票上明確にすること。 数値データの出典等を明確にすること。	
レビューを行う時期又は条件		
備考		